

第5章

韓国

関税

高関税品目

* 本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

＜措置の概要＞

現行の非農産品の単純平均譲許税率は10.2%であるが、衣類が平均28.4%（最高35%）と相対的に高くなっているのをはじめとして、ガラス製の信号用品及び光学用品（35%）、銅製品（13～16%）、アルミ製品（13～16%）等、譲許税率の高い品目が存在する。また、譲許率は電気機器が74.0%となっており、非農産品全体では93.8%である。非譲許品目としては、貨物自動車（実行税率10%）、発電機（実行税率8%）、医薬品（実行税率8%）等がある。

＜懸念点＞

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるというWTO協定の精神に照らして、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

＜最近の動き＞

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市

場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。上述の韓国の自由化に向けた努力は評価できるが、韓国はOECD加盟国であり、先進国の一員として自由貿易の推進を図るべき立場にあることや、韓国の世界貿易に占める地位等を考えると、今後更なる自由化が期待される。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が行われている（詳細は、第II部第5章2.（2）ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。

基準・認証制度

化学物質の登録及び評価等に関する法律

＜措置の概要＞

韓国政府は、2013年5月、化学物質の情報を収集し化学物質管理に活用することにより、人の健康・環境を保護することを目的に、「化学物質の登録及び評価等に関する法律」を採択した（TBT通報時期：2013年9月、施行時期：2015年1月予定）。また、2014年2月に、「化学物質の登録及び評価等に関する法律施行令（案）」及び「化学物質の登録及び評価等に関する法律施行規則（案）」を公表した（TBT通報時期：2014年2月、施行時期：2015年1月予定）。

本制度は、化学物質を韓国において製造・輸入する者に対し、化学物質の用途・有害性情報等を

第I部 各国・地域別政策・措置

韓国政府に登録する義務を負わせるものである。既存化学物質については、指定された物質を年間1トン以上製造・輸入を行う場合に限り登録が必要となる。一方、新規化学物質については、2020年1月1日以後、年間100kg以上1トン未満の少量であっても4種の有害性情報の提出を伴う登録が必要となる。

年間1トン未満で製造・輸入されるような少量で製造・輸入される化学物質は人の健康・環境に対するリスクが小さいため、他の主要国（日本化審法・米国TSCA・EU REACH・フィリピン共和国法No. 6969等）においては、登録免除又は有害性情報が不要な簡易な登録とされている。しかしながら、本制度では、このような少量製造・輸入化学物質に対しても有害性情報が要求されている。また、酸及びアルカリ溶液中で安定で生体内に取り込まれることが無く、人の健康・環境に有害な影響を与えるとは考えにくい高分子化合物に対しても、製造・輸入量区分に応じた有害性情報を要求している。以上のように、本規則は本政策目的に照らして事業者に過重な義務が課せられている。

本制度は、既存化学物質及び新規化学物質のいずれに対しても、登録に必要な有害性情報の一部を試験計画書で代替可能としている。しかしながら、当該試験計画書の作成を韓国国内試験機関にのみ認め、海外の試験機関による試験計画書の作成・代替を認めないとといった格差を設けている。

＜国際ルール上の問題点＞

前述の通り本規則においては、年間100kg以上1トン未満の新規化学物質について有害性情報の提出を伴う登録が求められ、かつ生体に取り込まれない安定な高分子に対してまで有害性情報を要求している。貿易制限的でない代替措置としては、健康・環境保護リスクが小さい上記の場合を適用除外としても、本来の政策目的は達成できると考えられる。本観点からこの制度は、人の健康・環境保護という本制度の政策目的に照らして事業者に過重な義務を課し、合理的な理由なく貿易を阻

害する規制である疑義があり、TBT協定第2.2条に違反する可能性がある。

また、一部の有害性情報の試験計画書での代替を韓国国内試験機関で作成した試験計画書のみに認めている事から、国外企業を不利に扱っている懸念があり、TBT協定第2.1条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

2013年10月のTBT委員会で、我が国は米国と共に、韓国に懸念を表明した。我が国としては、本制度に関する動向を引き続き注視するとともに、同様の懸念を有する関係国と連携しつつ、本規制の改善を求めていく。